

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **(1世帯あたり10万円)**は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 給付金の支給時期

提出後別途通知します

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書をお送りしました  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある  
対象者には確認書を送りました。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間:令和4年2月1日(火)  
~令和4年9月30日(金)

申請書に必要事項を記入し、添付書類を準備し  
て役場福祉課に申請してください

【申請書配布先】福祉課窓口、弥彦村HP

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、弥彦村から給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りしました。
- 中身を確認して、役場福祉課に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振込口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入 ×12倍)が村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、扶養状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに役場福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、弥彦村役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00(12/29~1/3を除く)

弥彦村役場 住民福祉部 福祉課

**0256-94-3133**

受付時間 平日8:30~17:15